

婚姻届

令和〇年〇月〇日届出

小金井市長殿

受理	令和	年	月	日			
第	号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意し日曜日や祝日でも届けることができます。（この場合宿直等で取扱うため、前日までに戸籍係にて点検を受けることをお勧めします。）

婚姻と合わせて住所や世帯主が変わる方は、別に住民異動届（転入届、転居届、世帯合併届等）の手続きが必要となります。婚姻届と同時にこれらの届を出すときには、「(2)住所欄」に新住所、新世帯主を記入してください。夜間窓口（本庁舎1階施設管理室）に婚姻届出の場合は、住民異動届は受付できませんので別に提出いただくことになります。

外国籍の方は西暦で記入ください。→

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	この氏名 甲野 義太郎	よしたろう氏名 義太郎	おつかわ氏名 乙川 梅子	うめこ氏名 梅子
生年月日	昭和(平成)〇年〇月〇日 昭和(平成)〇年〇月〇日		昭和(平成)〇年〇月〇日 昭和(平成)〇年〇月〇日	
(2) 住所 (住民登録をしているところ)	右と同じ 東京都 小金井市 本町 6丁目 6番地 3号 役所荘		左と同じ 番地 号	
	世帯主 右と同じの氏名 甲野 義太郎		世帯主 左と同じの氏名	
(3) 本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	東京都 国分寺市 戸倉 一丁目 600番地 1番		東京都 小平市 小川町 二丁目 2番地 1番	
	筆頭者の氏名 甲野 幸雄		筆頭者の氏名 乙川 忠治	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 甲野 幸雄	続き柄 長男	父 丙原 秋男	続き柄 二女
	母 甲野 花子		母 乙川 春子	
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	養父	続き柄 養子	養父 乙川 忠治	続き柄 養女
	養母		養母	
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の回りの氏の人が入すのに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
	<input type="checkbox"/> 妻の氏	東京都 小金井市 本町 六丁目 6番地 1番		
(5) 同居を始めたとき	平成(令和)〇年〇月		(結婚式をあげたとき、または、同居を始め)たときのうち早いほうを書いてください	
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (死別/離別) 年 月 日		<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (死別/離別) 年 月 日	
	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と			
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	
	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
(8) 夫妻の職業	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
その他	夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯	
(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)				
夫の職業		妻の職業		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 甲野 義太郎 印		妻 乙川 梅子 印	
事件簿番号				

証人	
署名 (※押印は任意)	甲野 幸雄 印
生年月日	昭和(平成)〇年〇月〇日
住所	東京都 小金井市 前原町 3丁目 41番地 15号
本籍	東京都 国分寺市 戸倉 一丁目 600番地 1番
署名 (※押印は任意)	丙島 桜 印
生年月日	昭和(平成)〇年〇月〇日
住所	東京都 世田谷区 若林 4丁目 31番地 18号
本籍	東京都 千代田区 千代田 1番地 1番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに回りのようにしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

未挙式・未同居の場合は空欄でかまいません。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

【小金井市役所開庁時間】

平日(月～金) 午前8時30分～午後5時

休日開庁日 午前9時～午後1時

※休日開庁日はホームページ等であらかじめご確認ください。

上記以外のすべての時間帯

夜間窓口(本庁舎1階施設管理室)にて届書をお預かりします。

翌開庁日に戸籍係職員が審査し、受理決定した場合、受理日は届出した日になります。

※休日開庁及び夜間窓口での届出は、翌開庁日に戸籍係職員が審査した際、不備や訂正箇所が見つかった場合は、後日改めて来庁の上、訂正していただくことがあります。

- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎本人確認書類をご持参ください。(例:運転免許証、マイナンバーカード)
- ◎外国籍の方が婚姻の届出をする場合は、必要となる書類をあらかじめご確認ください。